

当麻町健康増進計画策定委員会設置規則

平成29年6月1日規則第15号

(設置及び目的)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により、町民の健康づくりの目標と方向性を定める、当麻町健康増進計画を策定するため、当麻町健康増進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員9名以内で組織する。

2 委員は、次の中から町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体
- (2) 保健医療関係団体
- (3) 地区衛生組織
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定の日までとする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康福祉課に置き、その庶務を行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。